

関係各位

『ふくおか「働き方改革」推進企業』は 福岡市の入札等で優遇を受けられます！（令和2年度より）

働き方改革に取り組む市内企業を市が認定する「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」（以下、働き方改革認定制度）が、福岡市の競争入札等で優遇を受けられる「社会貢献優良企業優遇制度」（以下、優遇制度）の対象事業として追加されました。

令和2年度より優遇制度への申請を受け付けますので、優遇の前提条件となる「働き方改革認定制度」については、今年度中の申請をご検討ください。

【社会貢献優良企業優遇制度】

1. 制度概要

企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献度の高い地場企業（社会貢献優良企業）に対しては優先指名する等の優遇制度を設けております。

このたび、「働き方改革認定制度」が、本優遇制度の対象事業として追加されたものです。

2. 要件

下記①、②のいずれも満たすこと。

- ①競争入札有資格者名簿登載の業者（いわゆる登録業者）であること。
- ②ふくおか「働き方改革」推進企業であること。

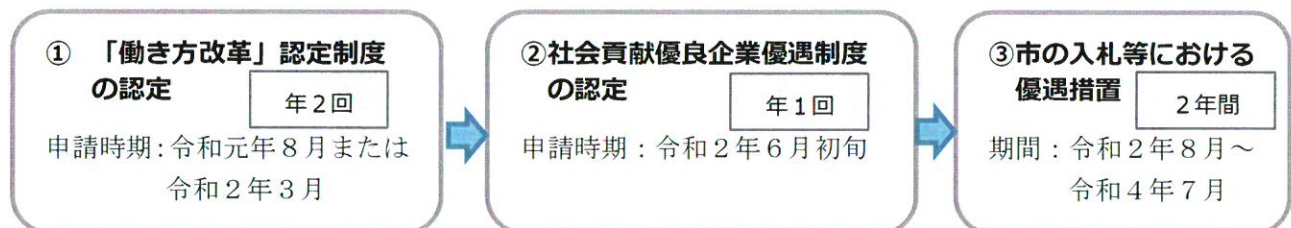
3. 優遇内容

市が発注する工事、委託、物品について、指名競争入札における指名回数や随意契約における見積書を徴する機会を他の業者より多くするほか、総合評価方式における加点などの優遇措置を講じます。

4. 申請方法・時期

- (1)「働き方改革認定制度」の認定を受けてください
申請時期：令和元年8月または令和2年3月（年2回）
- (2)「優遇制度」は、働き方改革認定企業に限り、福岡市経営支援課へ別途申請いただくことで対象となります
申請時期：令和2年6月初旬予定（年1回）
※詳細は経営支援課から認定企業に個別案内予定

5. 今後の流れ



<参考> 「ふくおか『働き方改革』推進企業認定制度」について …別紙P2をご参照ください

お問い合わせ先

【ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度に関すること】
経済観光文化局経営支援課 TEL:092-441-1232
【社会貢献優良企業優遇制度に関すること】
財政局契約監理課 TEL:092-711-4181